

68

株主の皆様へ

第68期報告書

令和2年2月21日～令和3年2月20日

証券コード 8227



しまむらグループ

株式会社 **しまむら**

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
ここに第68期(令和2年2月21日から令和3年2月20日まで)の概況についてご報告申し上げます。



代表取締役社長

鈴木 誠

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実質GDPは2020年通年で前年比4.8%減と11年ぶりのマイナス成長となりました。世界経済についても中国は経済活動が活発化する一方で、欧米経済はコロナ前の水準にまだ戻れず、ワクチン接種が開始されたものの、経済回復の見通しは極めて不透明となっています。

1. 当連結会計年度の消費環境の概要

- ①当連結会計年度の国内消費環境は、外出自粛により個人消費が落ち込み、インバウンド需要が消失する中で、夏祭り等のイベントや卒業式等のオケージョンも縮小・消失し、大型商業施設では時短営業を余儀なくされ、政府の消費喚起策は一定の効果を発揮しましたが、衣料品販売にとっては非常に厳しい状況が続きました。
- ②天候については、上半期は5～6月に高気温が続き、7月は長梅雨だったものの、8月は猛暑となりました。下半期は9～10月に朝晩が冷え込み始め、11～1月は冬らしい寒さとなりました。加えて、12年ぶりに台風の上陸が無い1年となり、年間を通じて季節商品の販売には適した天候となりました。

2. 当社グループの状況

このような状況下で、当社グループは令和2年度のグループ統一テーマを“リ・ボーン”とし、**しまむら**グループの復活をテーマに、家族全員で見守り触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物の出来る店作りを目指し、商品力の強化と販売力の強化を推し進めてきました。また、10月には新たな販売チャネルとしてオンラインストアを開設し、商品受注とECセンター運営はそれぞれ順調な立ち上がりとなっています。

3. 主力のしまむら事業

- 1) 主力の**しまむら**事業は、自社開発ブランド(Private Brand、以下PB)や、サプライヤーとの共同開発ブランド(Joint Development Brand、以下JB)のコンセプトを再確立してリブランディングし、商品・売場・販促の三位一体でお客様へアピールしたことにより売上を伸ばしました。また、リラクシングウェアやインテリアなどの巣ごもり需要に対応した商品も売れ筋となりました。
- 2) 在庫管理では、サプライヤーと連携した短期生産サイクルを活用し、部門別の予算配分も機動的に見直して、効率的な在庫コントロールを行ったことで、季節商品は適正な在庫量となり、値下削減にも繋がりました。
- 3) 広告宣伝では、レジでの割引販売を大幅削減し、PBや新生活様式に対応した商品など、様々な企画のチラシや動画をSNSへタイムリーに配信するデジタル広告を拡大し、効果を発揮しました。
- 4) 地域別対応では、店舗と商品部が連携して全国の商品情報を収集し、地域別の品揃えと販促に反映させた結果、積雪寒冷地など対策を行った地域では、気候や客層に応じた商品とチラシを展開でき、売上を伸ばしました。
当連結会計年度は2店舗を開設、4店舗を閉店し、店舗数は1,430店舗となりました。
また売上高は前年同期比2.6%増の4,120億95百万円となりました。

4. アベイル事業

アベイル事業は、巣ごもり需要に対応したベーシック商品やルームウェア、クッションなどのインテリアが売れ筋となりました。一方、外出自粛で中高生の長期休暇や夏祭りなどの季節イベントが縮小・消失したことで、お出掛け用のアウター衣料やシューズ・バッグが不振でした。なお、売場の陳列と演出力の強化を目的とした新型レイアウトへの変更は、トップス&ボ

トムスのコーディネート販売に効果を発揮しています。

当連結会計年度は4店舗を開設、8店舗を閉店し、店舗数は315店舗となりました。
また売上高は前年同期比1.1%減の494億80百万円となりました。

5. バースデイ事業

バースデイ事業は、ブランドを再構築したJBを商品・売場・販促の三位一体でのアピールしたことで、品揃えを拡大した「tete a tete (テータテート)」はアウター衣料から肌着、寝具まで好調でした。また、季節商品の前倒し展開が各シーズンの気候に適合して夏物・冬物ともに良好に推移し、売筋商品の短期追加生産により値下も削減できました。巣ごもり需要への対応では、玩具やベビーフードが大きく売上を伸ばしました。

当連結会計年度は7店舗を開設、6店舗を閉店し、店舗数は298店舗となりました。
また売上高は前年同期比16.0%増の626億54百万円となりました。

6. シャンブル事業

シャンブル事業は、巣ごもり需要の高まりへ適切に対応したことで、婦人パジャマやルームウェア、調理用品や収納用品、インテリアが大きく売上を伸ばし、ファッション誌「リンネル」と共同開発したJB「tsukuru&Lin. (ツクルアンドリン)」や、**シャンブル**別注のキャラクター商品も好調でした。

当連結会計年度は5店舗を開設、3店舗を閉店し、店舗数は95店舗となりました。
また売上高は前年同期比19.8%増の117億23百万円となりました。

7. デイバロ事業

デイバロ事業は、品揃えを拡大した子供靴は前年実績を上回ったものの、外出自粛の影響で年間を通じて婦人パンプスや紳士ビジネスシューズが不振となり、客数を伸ばすことが出来ませんでした。

当連結会計年度は1店舗を閉店し、店舗数は16店舗となりました。
また売上高は前年同期比7.9%減の6億67百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の日本国内の業績は、売上高5,366億20百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益381億99百万円（同62.7%増）、経常利益391億49百万円（同66.2%増）、当期純利益は257億5百万円（同138.9%増）となりました。

8. 思夢樂事業

台湾で事業展開する**思夢樂**事業は、総合衣料の専門店として台湾に適したブランド力の確立による売上規模の拡大に取り組んでいます。上期は新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛と4～5月の低気温、下期は11月まで続いた高気温により、季節商品の販売には厳しい状況が続きましたが、第4四半期は1月の寒波到来と北部・南部の各地域に応じたきめ細かい在庫調整で冬物商品が好調に推移し、大きく売上を伸ばしました。

当連結会計年度は3店舗を閉店し、店舗数は45店舗となりました。
また売上高は前年同期比2.0%増の15億38百万NT\$（58億29百万円）となりました。

9. 饰梦乐事業

上海を中心に事業展開していた**饰梦乐**は、10月末をもって一部の本社機能を残すすべての店舗を閉店しました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高5,426億8百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益380億26百万円（同65.4%増）、経常利益394億4百万円（同65.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は261億63百万円（同99.3%増）となりました。

(商品部門別及び事業別売上高)

部門・事業	売上高 (百万円)	構成比 (%)
婦人衣料	127,000	23.4
肌着	100,629	18.5
寝装具	42,666	7.9
紳士衣料	37,258	6.9
ベビー・子供服	31,669	5.8
洋品小物	29,479	5.4
インテリア	28,256	5.2
靴	15,135	2.8
しまむら 計	412,095	75.9
アベイル	49,480	9.1
バースデイ	62,654	11.5
シャンブル	11,723	2.2
デイパロ	667	0.1
日本計	536,620	98.8
思夢樂	5,829	1.1
饰梦乐	158	0.1
合計	542,608	100.0

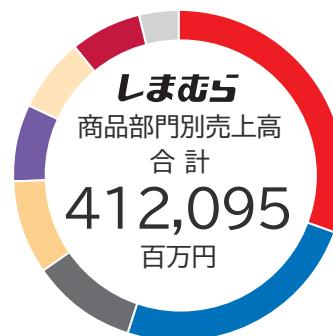
事業別売上高 (単位: 百万円)

■ しまむら	75.9%	412,095
■ アベイル	9.1%	49,480
■ バースデイ	11.5%	62,654
■ シャンブル	2.2%	11,723
■ デイパロ	0.1%	667
■ 思夢樂	1.1%	5,829
■ 饰梦乐	0.1%	158



しまむら 商品部門別売上高 (単位: 百万円)

■ 婦人衣料	30.7%	127,000
■ 肌着	24.4%	100,629
■ 寝装具	10.4%	42,666
■ 紳士衣料	9.0%	37,258
■ ベビー・子供服	7.7%	31,669
■ 洋品小物	7.2%	29,479
■ インテリア	6.9%	28,256
■ 靴	3.7%	15,135



②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、196億19百万円であります。

1. 当連結会計年度中に完成した店舗等設備（自社物件）
181億15百万円
2. 当連結会計年度中に取得した店舗用地
49百万円
3. 当連結会計年度中に増加した差入保証金、その他の資産
14億55百万円

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (平成30年2月期)	第 66 期 (平成31年2月期)	第 67 期 (令和2年2月期)	第 68 期 当連結会計年度 (令和3年2月期)
売 上 高 (百万円)	565,102	545,996	521,982	542,608
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	29,717	15,996	13,125	26,163
1株当たり当期純利益金額 (円)	808.56	435.23	357.15	711.93
総 資 産 (百万円)	397,534	397,425	407,981	451,798
純 資 産 (百万円)	353,091	359,076	365,901	384,388
1株当たり純資産額 (円)	9,606.97	9,770.24	9,956.38	10,459.72

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
思夢樂 股份有限公司	100百万NT\$	100.0%	衣料品の販売
饰梦乐（上海）商贸有限公司	192百万元	100.0%	衣料品の販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済状況は、政府の2回目の緊急事態宣言が2度の延長を経て解除され、ワクチン接種スケジュールの見通しも公表されたものの、感染症の収束時期ははまだ見通せず、今後も感染拡大が継続する中で、一定の経済活動抑制が余儀なくされると思われます。消費環境についても、GoToキャンペーン再開などによる一定の改善は見込まれますが、外出自粛の継続や政府による財政支援の段階的縮小、非正規社員の厳しい雇用情勢などからも、旅行業や飲食業を中心に引き続き厳しい状況が継続するものと思われます。

小売業をとりまく環境は、コロナ禍の1年間で劇的に変化し、売筋商品は家の外で使うものから家の中で使うものへ、販売形態や決済方式は対面方式から非接触方式への移行が進みました。消費行動では、家中時間の増加に伴いEC利用率が拡大し、リアル店舗では都心よりも郊外、遠くよりも近隣店舗の利用が増加しました。また主要国ではSDGsへの取組みが加速して消費者の環境や社会に対する意識が高まっており、企業活動にも影響を及ぼしています。小売業は、消費環境や消費行動の変化を機敏に捉えた、迅速かつ的確な事業の構築が求められています。

当社グループでは、持続的成長を目指し、2022年2月期から2024年2月期までの3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、国内売上高5,950億円、国内営業利益高493億円、国内営業利益率8.3%を2024年2月期の目標にいたしました。新たな中期経営計画（注）では、基本方針を「リ・ボーン」とし、オンラインストアの拡大、商品力と販売力の強化、経費の最適化とDXの推進により業績向上を図ると共に、本業を通じてESG課題へ取り組み、全てのステークホルダーに対して価値を創造することで、持続可能な社会の実現、企業価値の向上を目指してまいります。また、中期経営計画の初年度となる令和3年度のグループ統一テーマを「リ・ボーン1stステージ『再生と進化』」とし、見て触れて、楽しく選んで、気軽にお買い物ができる店をさらに進化させ、お客様に“ワクワク”を届けるため、商品力と販売力の強化を更に推し進め、事業の基礎と基盤の強化や将来に向けた対応に力を入れていきます。

①商品力の強化

各事業でブランド力を強化します。PBやJBは、既存ブランドの拡充や新規ブランドの育成を行い、商品・売場・販促が三位一体となったアピール方法の高度化を図りながら、ブランディングを強化します。

②販売力の強化

動画広告などデジタルの活用による販促手法を確立させ、チラシ販促では地域やターゲット層に応じたWEBと紙の最適化を図ります。地域対応では、気候や客層など地域特性に応じた品揃えを拡充し、個店要望へのきめ細かい対応も強化します。2020年度型の新型レイアウトは全店舗での標準化を徹底し、更なる改善も進めます。

③基礎と基盤の強化

各業務において現場主導でDXを深耕させていきます。また、昨年新設した教育部を中心に、教育カリキュラムを再整備し、各部署教育も一元管理します。その他、ESGへの取組みも具体的な目標を掲げて進めていきます。

④将来に向けた対応

昨年運用を開始したオンラインストアは、品揃えとサービスの拡充で売上を拡大していきます。ディバロ事業は頭からつま先までトータルコーディネートできる「靴&ファッション」の新事業としてリスタートします。

（注）中期経営計画については、当社ホームページ（<https://www.shimamura.gr.jp/>）を参照ください。

1. 主力のしまむら事業

20代から50代の主婦とその家族をターゲットとするしまむら事業では、お客様に楽しく選んで頂ける品揃えを更に進化させるため、ブランドの拡充と新ブランド育成を進め、お客様へのブランド認知度向上にも取り組みます。PBでは1ランク上

の商品にも挑戦し、商品調達方法の見直しで品質も向上させます。また、短期生産を全部門に拡大し、在庫コントロール精度を向上させて値下を削減します。販売面では、消費動向やトレンドに応じた事業全体での仕掛けを強化し、特価やレジ割引に頼らない販売方法を確立します。新型レイアウトでは、寝具・インテリア売場への平台導入を進めて、お客様の買い易さ・選び易さを更に向上させます。

令和3年度も、新規出店と立地や商圈の変化に対応した店舗の再配置を行い、5店舗の開店と7店舗の閉店を予定し、年度末には1,428店舗とする予定です。

2. アベイル事業

10代から40代の男女をターゲットとする**アベイル**事業では、トレンドからベーシックまで幅広く旬な品揃えを提供するために、トレンド商品ではブランドの確立とトータル展開を進め、ベーシック商品はターゲット別に素材や着心地にこだわった商品を充実させます。またインテリアを展開する新部門を立上げ、客層の拡大を図ります。

令和3年度は3店舗の開店と3店舗の閉店を予定し、年度末には315店舗とする予定です。

3. バースデイ事業

「ベビー・生活用品の総合専門店」として国内No.1を目指すため、ブランドの拡充と新ブランド育成を進め、季節に左右されない強い定番商品も拡大します。季節商品では各シーズンの早期導入・早期切上げを進め、適正在庫の維持と値下削減を進めます。また、気候の違いによる地域特性に対応した品揃えと売場の確立も行います。

令和3年度は10店舗の開店と4店舗の閉店を予定し、年度末には304店舗とする予定です。

4. シャンブル事業

20代から40代の女性をターゲットとした「雑貨&ファッション」の専門店である**シャンブル**は、アウターと雑貨でそれぞれ軸となるブランドを拡充し、雑貨では**シャンブル**別注のオリジナル商品も強化します。また、生活シーンを意識した売場作りやギフト向け商品のアピールも強化し、販売力を更に高めていきます。

令和3年度は7店舗の開店を予定し、年度末には102店舗とする予定です。

5. デイパロ事業

20代から50代の女性およびその子供と男性をターゲットとして、レディースのシューズとファッションの比重を高めた「靴&ファッション」の新事業とするため、商品部バイヤーを増強し、新たに配置した販売企画担当が商品・売場・販促を統括してコントロールする新体制を整えて、新生**デイパロ**としてリスタートします。

令和3年度は1店舗の閉店を予定し、年度末には15店舗とする予定です。

6. EC事業部

令和2年度にECサイトを開設し、実店舗との相互送客を主目的とした新たな販売チャネルとして、ローコスト運営を基本的に事業規模の拡大に取り組んでいます。

令和3年度は**しまむら**以外の事業でも展開を開始し、商品の店舗受取りも全事業での相互受取を可能にします。また、お客様の利便性を高めるサービスも充実させていきます。

7. 思夢樂事業

台湾全域での店舗展開となった**思夢樂**は、総合衣料の専門店として事業の再構築を進めており、台湾のお客様にとって適時、適品、適量、適価な品揃えとするため、PB・JBを軸にブランドを再構築し、既存店売上の底上げを図ります。

令和3年度は3店舗の閉店を予定し、年度末には42店舗とする予定です。

以上により、令和3年度はグループ全体で25店舗の新規出店と18店舗の閉店を予定し、年度末には2,206店舗とする予定です。令和3年度の業績の見直しにつきましては、株式会社**しまむら**単体では売上高5,490億円（前年同期比2.3%増）、営業利益は385億円（同1.0%増）、経常利益395億円（同1.1%増）、当期純利益263億円（同2.5%増）を見込んでおります。また、海外を含む連結の業績は売上高5,548億円（前年同期比2.3%増）、営業利益は386億円（同1.6%増）、経常利益395億円（同0.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益262億円（同0.4%増）を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（令和3年2月20日現在）

当社の企業集団（当社及び当社子会社）は、株式会社**しまむら**（当社）、及び子会社2社で構成され、衣料品を主としたソフトグッズの販売を行うチェーンストア群としての事業展開をしております。

当社の事業に係わる位置づけは、次のとおりであります。

- ①株式会社**しまむら**は、基幹である「**ジャパニオン・しまむら**」を主として次の事業の店舗展開をしております。
 - ・「**ジャパニオン・しまむら**」は20代から50代の女性とその家族をターゲットとし、最新のトレンドファッションから、家族みんなが日常生活で使用する実用衣料・寝具・インテリアまで取り扱う総合衣料品店です。「きっと見つかる、みんなワクワク。」をコンセプトに、一人ひとりのお客様に寄り添った、「毎日の暮らしが楽しくワクワクする」豊富な品揃えを、良質低価の“**しまむら**安心価格”で提供する事業を展開しています。
 - ・「**アベイル**」は10代から40代をターゲットとし、レディース・メンズ衣料とシューズ・服飾雑貨をトータルコーディネイトできるヤングカジュアルの専門店です。「今を着る」をコンセプトに、幅広いテイストのファッションを、最新トレンドからベーシックまでリーズナブルに提供する事業を展開しています。
 - ・「**バースデイ**」は出産準備から子育てまでのあらゆるシーンに対応した、幅広い商品を提供するベビー・子供用品の専門店です。**バースデイ**にしかないオリジナル商品を衣料品から雑貨、大物育児用品まで幅広く取り扱い、こだわりをもった商品を「高感度・高品質・高機能」で提供する事業を展開しています。
 - ・「**シャンブル**」は20代から40代の女性をターゲットとし、「暮らしに癒しと彩りを」をコンセプトとした雑貨と婦人ファッションの専門店です。雑貨・インテリア・衣料品・服飾雑貨などの幅広い品揃えでライフスタイルを提案する事業を展開しています。
 - ・「**ディバロ**」は20代から50代の女性とその家族をターゲットとし、「履きやすい・価値のある」靴を提供する事業を展開しています。
- ②**思夢楽**股份有限公司は、台湾において「**ジャパニオン・しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開しております。
- ③**饰梦乐**（上海）商贸有限公司は、中国において「**ジャパニオン・しまむら**」事業と同様の衣料品を販売する事業を展開していましたが、現在は休業中です。

(6) 主要な事業所及び店舗（令和3年2月20日現在）

①店舗数の状況

事業部門	前期末店舗数	当期出店数	当期退店数	当期末店舗数
ジャパニオン・しまむら	1,432店	2店	4店	1,430店
アベイル	319	4	8	315
バースデイ	297	7	6	298
シャンブル	93	5	3	95
ディバロ	17	0	1	16
思夢楽	48	0	3	45
饰梦乐	8	0	8	0
合 計	2,214	18	33	2,199

(注) **饰梦乐**は、令和2年10月末をもって一部の本社機能を残しすべての店舗を閉店しました。

②商品センターの状況

盛岡 商品センター	岩手県八幡平市大更第一地割203番1号
名取 商品センター	宮城県名取市愛島台7丁目101番37号
東松山 商品センター	埼玉県東松山市坂東山4番地
桶川 商品センター	埼玉県桶川市赤堀2丁目3番1号
秦野 商品センター	神奈川県秦野市堀山下88番15号
関ヶ原 商品センター	岐阜県不破郡垂井町松島745番7号
犬山 商品センター	愛知県犬山市羽黒字徳間屋敷1番
神戸 商品センター	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目14番
岡山 商品センター	岡山県倉敷市広江8丁目3番1号
北九州 商品センター	福岡県北九州市門司区新門司北1丁目11番7号

(7) 従業員の状況（令和3年2月20日現在）

①主要な事業所及び店舗の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内	17,769名	+90名
海外	435	-85
合計	18,204	+5

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の15,091名を含みます。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	17,769名	+90名	41.3歳	9.3年

(注) 上記従業員数には定時社員（パートタイマー）及び嘱託社員の15,091名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（令和3年2月20日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、令和3年1月24日付をもって、本社を埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和3年2月20日現在）

- ①発行可能株式総数 120,000,000株
- ②発行済株式の総数 36,913,299株
- ③株主数 14,420名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社島村企画	5,761千株	15.7%
株式会社島村興産	3,370	9.2
株式会社クリエイティブライフ	2,370	6.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,777	4.8
株式会社埼玉りそな銀行	1,764	4.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,725	4.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	685	1.9
藤原 秀次郎	681	1.9
島村 裕之	501	1.4
S M B C 日興証券株式会社	496	1.4

(注) 持株比率は自己株式163,942株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和3年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 誠	思夢樂股份有限公司 董事 饰梦乐（上海）商貿有限公司 董事
取 締 役	関 信太郎	開発・店舗建設部統括 思夢樂股份有限公司 監察人
取 締 役	齋 藤 剛 樹	物流・貿易・システム・EC事業部統括
取 締 役	高 橋 維一郎	しまむら 商品・販売企画・広告宣伝・市場調査部統括
取 締 役	藤 原 秀次郎	相談役
取 締 役	松 井 珠 江	株式会社松井オフィス 取締役副社長
取 締 役	鈴木 豊	一般社団法人アグリフューチャージャパン 代表理事理事長
常 勤 監 査 役	吉 岡 秀 行	思夢樂股份有限公司 監察人 饰梦乐（上海）商貿有限公司 監事
監 査 役	島 村 裕 之	株式会社島村興産 代表取締役社長 株式会社島村企画 監査役
監 査 役	堀之北 重久	公認会計士堀之北重久事務所代表 三洋工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東陽テクニカ 社外監査役
監 査 役	大 参 哲 也	タキヒヨー株式会社 顧問 ティー・ティー・シー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役松井珠江、鈴木豊の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役堀之北重久、大参哲也の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役松井珠江氏、鈴木豊氏、監査役堀之北重久氏、大参哲也氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
北 島 常 好	令和2年5月15日	辞 任	取締役会長 思夢樂股份有限公司 董事 饰梦乐（上海）商貿有限公司 董事
早 瀬 佳 一	令和2年5月15日	任期満了	ティー・ティー・シー株式会社 顧問

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	107百万円	(うち社外取締役2名 21百万円)
監 査 役	5	37	(うち社外監査役2名 13百万円)
合 計	13	145	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年5月14日開催の第62期定時株主総会において年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成20年5月16日開催の第55期定時株主総会において年額94百万円以内と決議いただいております。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
 3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額3百万円（監査役3名に対し3百万円（うち社外監査役2名に対し2百万円））。
 4. 令和3年2月20日現在の取締役の員数と支給人員の相違は、令和2年5月15日開催の第67期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役（社内）1名、監査役（社外）1名が含まれているためであります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松井珠江氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・取締役鈴木豊氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・監査役堀之北重久氏の兼職先と当社の取引関係はありません。
- ・監査役大参哲也氏の兼職先（タキヒヨー株式会社）と当社との間には商品の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	取締役会（17回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 松 井 珠 江	17回	100.0%	－	－
取締役 鈴 木 豊	17	100.0	－	－
監査役 堀之北 重久	17	100.0	18回	100.0%
監査役 大 参 哲 也	11	84.6	11	84.6

(注) 監査役大参哲也氏は、令和2年5月15日付けで監査役に就任したため、就任後の出席回数による出席率を記載しております。

b. 取締役会及び監査役会での発言状況

取締役会において、取締役松井珠江氏は、長期にわたり小売業の人事政策、福利厚生、社会・環境サステナビリティ分野で活躍された豊富な知識と幅広い見識を有しており、当社の人事政策面においてその経験に基づき、適宜適切な発言を行っており、取締役鈴木豊氏は、企業経営者として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜適切な発言を行っております。

取締役会及び監査役会において、監査役堀之北重久氏は、監査体制の強化に関する助言・発言を行っており、監査役大参哲也氏は、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名 称 有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

- (注) 1. 当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役がグループ会社全体の経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規定（取締役会規程、監査役会規程、株式取扱規程、役員規程、執行役員規程等）を適切に整備してまいります。
- ・監査役、内部監査室による内部統制システムを検証するための体制を構築しております。
- ・公益通報者保護規程を基に通報者が不利益を受けないことがない様、またその内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用をすすめてまいります。
- ・監査役による取締役と執行役員の業務執行状況の監査と、監査役会での検証を行っております。
- ・財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- ・法令と社内規定に基づき議事録・稟議書等の文書を作成し、規程に基づき部署長が適正に保存管理しております。
- ・これらの文書は取締役・監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的なリスクの管理規程を整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めて、未然防止と有事に適切な対応ができるようにしております。
- ・新たに生じたリスクに対し取締役社長が速やかに責任取締役を定め、必要な対応をとっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行っております。
- ・取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証しております。
- ・監査役は、取締役会に出席し効率的な業務執行の監督を行っております。

⑤従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築しております。

⑥当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制

- ・グループ集団の取締役及び業務を執行する社員等が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
- ・グループ集団の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
- ・グループ集団の取締役・執行役員と従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制

- ・監査室は、監査役の要請に応じてその業務を補助しております。

⑧前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査室の所属従業員の人事異動には、人事部長は監査役との事前協議のうえ決定しております。
- ・取締役・執行役員と従業員は監査役による監査、監査室による監査には適正に対処し、一切不当な制約をしないものとしております。
- ・監査役による監査を支援中の従業員の指揮命令権は、監査役にあるものとしております。

⑨次に掲げる体制その他の監査役へ報告をするための体制

- ・取締役・執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制を整備しております。
- ・子会社の取締役、監査役等及び従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備しております。

⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役への報告を行った当社グループの役員と従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員と従業員に周知徹底しております。

⑪監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續きと、その他職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について前払い等の請求をしたときは、担当部署は社内規程に基づき、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。

⑫その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程と業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席しております。
- ・監査役は、主要な稟議書・報告書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員に説明を求めています。
- ・監査役は、当社会計監査人との情報交換を行い、連携を図っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

内部統制システムの整備及び運用状況について監査役及び監査室が継続的に確認、調査しており、その結果は、社長あるいは該当部署の担当執行役員へ報告しております。なお調査の結果、判明した問題点は、該当部署の担当執行役員へ是正措置を求め、内部統制システムの運用に努めております。

主な運用状況は次のとおりであります。

①コンプライアンス、リスク管理体制

取締役・執行役員及び全社員対象の行動指針として「社員としての基本的な考え方」、「就業規則」、「会社法による取締役、執行役員及び従業員への業務監査の規程」、「コンプライアンス規程」等を定め、法令違反、不正行為等の早期発見及びそれぞれが未然に防止される体制を整備しております。また、「公益通報者保護規程」に基づき、直ちに法務室へ報告される体制を整備しており、調査結果は、人事担当執行役員が取締役会へ報告しております。

②取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会を月1回以上開催する他、執行役員による経営会議を毎週行うことにより、業務執行の効率的な管理、監督及び情報の共有に繋げ、業務執行に関する重要事項の多面的な検討による意思決定を行いました。

③監査役の実効性管理体制

取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、担当部署からの報告を受け、重要情報及び問題点を共有する事で監査の実効性向上を図っております。また監査役は、会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の発展を通じて株主の皆様のご支援にお応えするために、適切な配当を安定的に行い、また、企業体質の強化と事業基盤の拡大のために投資を続けることを利益配分の基本と考えております。

チェーンストアの経営においては、標準化された時代に合ったレベルの高い店舗を密度濃く展開するための事業基盤の強化が最大の経営戦略であり、このために内部留保を効率的に再投資することは特に重要です。

これは主に積極的な出店への店舗建設費と高いレベルの店舗への改装費用とともに物流システム、情報システムの改革などへの投資が基本となりますが、当社はキャッシュ・フローを重視した適切な経営によって、高い生産性と適正な企業業績を維持することを通じ、単体の配当性向25%、DOE2.0%程度を目安として株主各位のご支援にお応えする所存です。

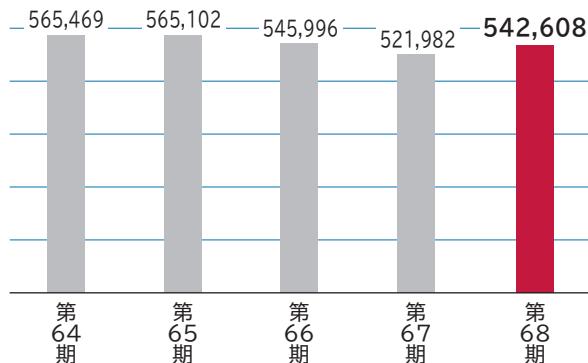
(8) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、お客様、お取引先、株主に対して、また従業員に対して公正、公平に対応することが事業の基本的な信用と考えております。事業の展開で係わりのあるどの社会に対しても信用・信頼を一層高めることが事業の継続発展には必要で、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

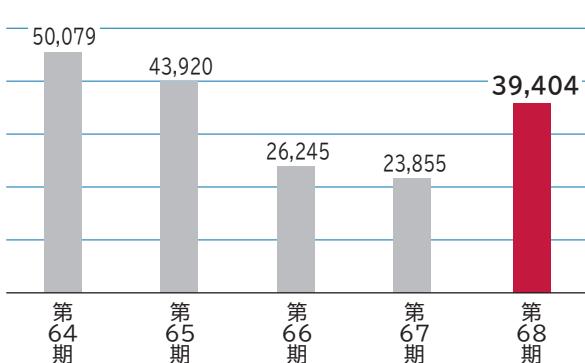
そのうえで、当社が築いてまいりました小売業界における独自の事業モデルを発展・拡大させ、経営の効率性や収益性を一層高める観点から、専門性の高い業務・運営知識を備えたものが取締役に就任し、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき、重要な職務を担当することが企業価値を高め、全ての利害関係者共同の利益に資するものと考えております。

営業成績及び財産の状況の推移

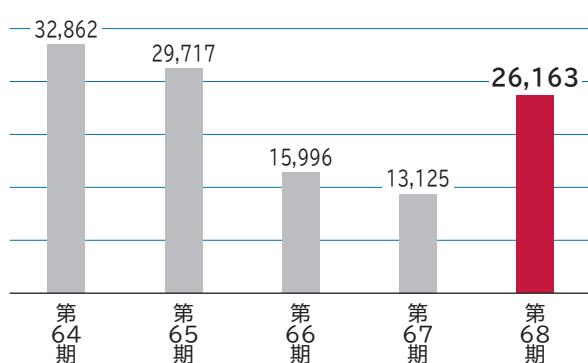
[売上高] (単位:百万円)



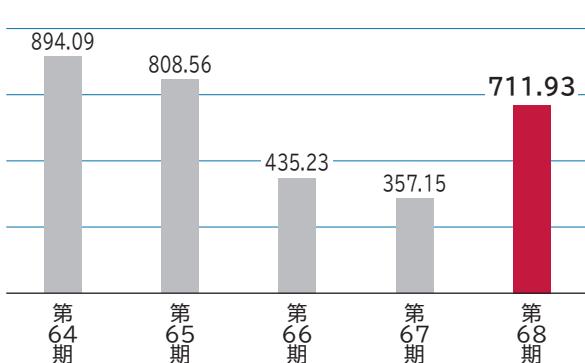
[経常利益] (単位:百万円)



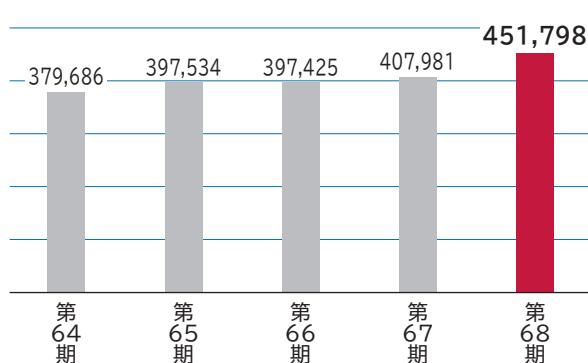
[親会社株主に帰属する当期純利益] (単位:百万円)



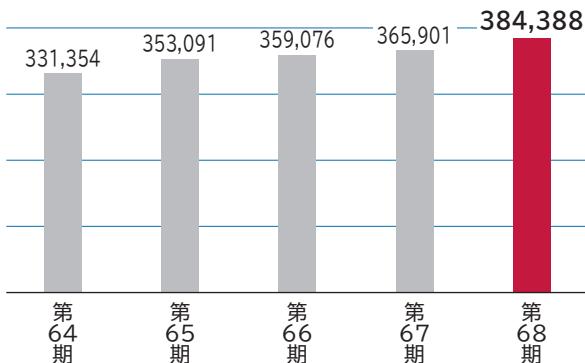
[1株当たり当期純利益] (単位:円)



[総資産] (単位:百万円)



[純資産] (単位:百万円)



連結計算書類

連結貸借対照表 (令和3年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	276,371	流動負債	58,625
現金及び預金	18,486	買掛金	24,024
売掛金	6,622	未払法人税等	10,996
有価証券	193,000	賞与引当金	4,760
商品	50,612	ポイント引当金	333
その他	7,649	その他	18,510
固定資産	175,427	固定負債	8,785
有形固定資産	139,659	定時社員退職功労引当金	1,071
建物及び構築物	87,868	役員退職慰労引当金	115
機械装置及び運搬具	1,466	執行役員退職慰労引当金	137
器具及び備品	628	退職給付に係る負債	1,332
土地	49,148	資産除去債務	5,824
建設仮勘定	547	その他	304
無形固定資産	903	負債合計	67,410
その他	903	純資産の部	
投資その他の資産	34,865	株主資本	380,614
投資有価証券	10,317	資本金	17,086
差入保証金	19,733	資本剰余金	18,637
繰延税金資産	3,494	利益剰余金	346,301
その他	2,521	自己株式	△1,411
貸倒引当金	△1,201	その他の包括利益累計額	3,773
資産合計	451,798	その他有価証券評価差額金	3,912
		繰延ヘッジ損益	16
		為替換算調整勘定	△132
		退職給付に係る調整累計額	△22
		純資産合計	384,388
		負債純資産合計	451,798

連結株主資本等変動計算書 (自 令和2年2月21日 至 令和3年2月20日)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和2年2月21日残高	17,086	18,637	327,567	△1,400	361,890
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,350		△7,350
親会社株主に帰属する当期純利益			26,163		26,163
自己株式の取得				△11	△11
連結除外に伴う利益剰余金の減少額			△78		△78
株主資本以外の項目の					
連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	18,734	△11	18,723
令和3年2月20日残高	17,086	18,637	346,301	△1,411	380,614

連結損益計算書(自 令和2年2月21日 至 令和3年2月20日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		542,608
売上原価		358,515
売上総利益		184,092
営業収入		952
営業総利益		185,045
販売費及び一般管理費		147,018
営業利益		38,026
営業外収益		
受取利息	214	
受取配当金	175	
投資有価証券売却益	459	
移転補償金	155	
為替差益	98	
その他	281	
営業外費用		1,384
整理済商品券回収損	2	
その他	4	
経常利益		39,404
特別利益		
雇用調整助成金	51	
為替換算調整勘定取崩益	398	
特別損失		450
固定資産除売却損	233	
減損損失	706	
店舗閉鎖損失	118	
災害による損失	129	
投資有価証券評価損	185	
その他	33	
税金等調整前当期純利益		1,408
法人税、住民税及び事業税	13,867	38,446
法人税等調整額	△1,585	12,282
当期純利益		26,163
親会社株主に帰属する当期純利益		26,163

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額					純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
3,766	29	295	△80	4,011	365,901
					△7,350
					26,163
					△11
					△78
145	△13	△427	58	△237	△237
145	△13	△427	58	△237	18,486
3,912	16	△132	△22	3,773	384,388

■連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 - 1) 連結子会社等の状況は次のとおりであります。
 - ①連結子会社等の数 : 1社
 - ②連結子会社等の名称 : 思夢樂股份有限公司
尚、飾梦乐(上海)商貿有限公司は、事業が縮小したことにより重要性が低下したため、当連結会計年度にて、連結の範囲から除外しております。
 - 2) 非連結子会社等の状況は次のとおりであります。
 - ①非連結子会社等の数 : 1社
 - ②非連結子会社等の名称 : 飾梦乐(上海)商貿有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、事業を縮小したことにより重要性が低下しており、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
持分法を適用した関連会社の数: 0社
3. 重要な会計方針
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。
 - 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品: 売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - 4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
建物及び構築物: 定率法(簿価の10.4%)及び定額法(簿価の89.6%)
そ の 他: 定率法
ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 5~50年
機械装置及び運搬具 3~12年
 - 5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員(定時社員を含む)に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③執行役員賞与引当金
執行役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ④ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。
 - ⑤定時社員退職功労引当金
定時社員(パートタイマー)の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑥役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - ⑦執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
 - 6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ①消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
 - ②退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

4. 未適用の会計基準等

- 1) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

令和5年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

- 2) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)

①概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準」等という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

②適用予定日

令和5年2月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

「時価算定会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- 3) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

①概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」) 第125項において開示が求められる「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。
企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

②適用予定日

令和4年2月期の期末より適用予定であります。

- 4) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

①概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解 (注1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

②適用予定日

令和4年2月期の期末より適用予定であります。

5. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積額の変更

当連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積額の変更を行いました。この見積額の変更に伴い増加額3,519百万円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益及び経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ185百万円減少しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、わが国の今後の経済状況は、政府の2回目の緊急事態宣言が2度の延長を経て解除され、ワクチン接種スケジュールの見直しも公表されたものの、感染症の収束時期ははまだ見通せず、今後も感染拡大が継続する中で、一定の経済活動抑制が余儀なくされると思われれます。

当社においては、2回目の緊急事態宣言後も業績は順調に推移しており、今後につきましても業績に与える影響は軽微という仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

連結貸借対照表等に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 97,789百万円 |
| 2. 担保に供されている資産 | 差入保証金
84百万円 |
| 担保に係る債務 | 流動負債のその他（商品券）
159百万円 |
| 3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 36,913,299株 |
| 2. 配当に関する事項 | |
| 1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当 | |
| ①令和2年5月15日開催の株主総会において次のとおり決議しました。 | |
| a. 配当金の総額 | 3,675百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 100.00円 |
| c. 基準日 | 令和2年 2月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和2年 5月18日 |
| ②令和2年9月28日開催の取締役会において次のとおり決議しました。 | |
| a. 配当金の総額 | 3,675百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 100.00円 |
| c. 基準日 | 令和2年 8月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和2年10月30日 |
| 2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当 | |
| 令和3年5月14日開催の株主総会において次のとおり決議する予定です。 | |
| a. 配当金の総額 | 4,409百万円 |
| b. 1株当たりの配当額 | 120.00円 |
| c. 基準日 | 令和3年 2月20日 |
| d. 効力発生日 | 令和3年 5月17日 |

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資については短期で安全性の高い預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、差入保証金は、主として出店時に預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、主として1ヶ月の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約取引であります。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当社グループは、差入保証金について、預託先の信用状況を定期的に把握し、与信管理を行っています。満期保有目的の債券は、内規に基づき、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。
 - 市場リスクの管理
当社グループは、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、必要に応じて固定金利の借入金を調達することで、金利の変動リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理については内規に従い運用しております。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和3年2月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
1) 現金及び預金	18,486	18,486	-
2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	201,934	201,934	-
3) 差入保証金 (1年内回収予定のものも含む) 貸倒引当金	12,313 -		
	12,313	12,683	370
資産計	232,734	233,104	370
4) 買掛金	24,024	24,024	-
負債計	24,024	24,024	-
デリバティブ取引 (*)	23	23	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

負債

4) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	1,382
差入保証金 (*2)	10,058

(*1) 非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 差入保証金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「3) 差入保証金」に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、埼玉県において、賃貸予定用の不動産を有しております。また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (百万円)			期末時価 (百万円)
期首残高	期中増減額 (△は減少額)	期末残高	
-	2,748	2,748	1,800

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度期中増減額のうち、主な増加額は事業用資産から賃貸等不動産への振替 (2,748百万円) であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定評価等に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	10,459円72銭
2. 1株当たり当期純利益金額	711円93銭

重要な後発事象に関する注記

1. 執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、令和3年3月1日開催の取締役会において、当社執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。

1) 本制度の導入目的

執行役員が当社株式を所有することにより、執行役員の報酬と株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様と一層の価値共有を進めることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。尚、本制度の対象となるのは執行役員であり、取締役は対象としておりません。但し、当社の取締役は執行役員兼務を基本としており、社外取締役と取締役相談役を除くすべての取締役が執行役員を兼務しています。

2) 本制度の概要

導入時期等の本制度の具体的な内容については、今後開催される取締役会において決定する予定です。

計算書類

貸借対照表 (令和3年2月20日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	275,187	流動負債	58,147
現金及び預金	17,722	買掛金	23,795
売掛金	6,614	未払金	5,851
有価証券	193,000	未払費用	6,201
商品	50,204	未払法人税等	10,996
前払費用	1,024	預り金	415
立替金	39	賞与引当金	4,727
1年内回収予定差入保証金	2,632	ポイント引当金	333
その他	3,950	その他	5,827
固定資産	175,877	固定負債	8,686
有形固定資産	137,534	退職給付引当金	1,232
建物	81,313	定時社員退職功労引当金	1,071
構築物	4,477	役員退職慰労引当金	115
機械及び装置	1,433	執行役員退職慰労引当金	137
車輛及び運搬具	14	資産除去債務	5,824
器具及び備品	597	受入保証金	304
土地	49,148	負債合計	66,833
建設仮勘定	547	純資産の部	
無形固定資産	892	株主資本	380,302
借地権	892	資本金	17,086
投資その他の資産	37,451	資本剰余金	18,637
投資有価証券	10,317	資本準備金	18,637
関係会社株式	0	利益剰余金	345,990
関係会社出資金	0	利益準備金	1,005
関係会社長期貸付金	3,676	その他利益剰余金	344,984
破産更生債権等	1,176	圧縮記帳積立金	164
繰延税金資産	3,486	別途積立金	318,420
長期前払費用	1,335	繰越利益剰余金	26,399
差入保証金	19,521	自己株式	△1,411
建設立替金	23	評価・換算差額等	3,928
その他	7	その他有価証券評価差額金	3,912
貸倒引当金	△2,092	繰延ヘッジ損益	16
資産合計	451,065	純資産合計	384,231
		負債純資産合計	451,065

株主資本等変動計算書 (自 令和2年2月21日 至 令和3年2月20日)

科目	株主資本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益準備金	利益剰余金 その他利益剰余金			利益剰余金合計
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
令和2年2月21日残高	17,086	18,637	1,005	164	314,420	12,044	327,635
事業年度中の変動額							
積立金の取崩				△0		0	-
積立金の積立					4,000	△4,000	-
剰余金の配当						△7,350	△7,350
当期純利益						25,705	25,705
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	4,000	14,355	18,355
令和3年2月20日残高	17,086	18,637	1,005	164	318,420	26,399	345,990

損益計算書(自 令和2年2月21日 至 令和3年2月20日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		536,620
売上原価		354,880
売上総利益		181,740
営業収入		997
営業総利益		182,738
販売費及び一般管理費		144,539
営業利益		38,199
営業外収益		
受取利息	247	
有価証券利息	23	
受取配当金	175	
投資有価証券売却益	459	
移転補償金	155	
為替差益	101	
その他	272	
		1,434
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	479	
その他	4	
経常利益		39,149
特別利益		
雇用調整助成金	51	
		51
特別損失		
固定資産除売却損	226	
減損損失	655	
災害による損失	127	
投資有価証券評価損	185	
その他	20	
		1,215
税引前当期純利益		37,985
法人税、住民税及び事業税	13,867	
法人税等調整額	△1,587	
当期純利益		25,705

(単位:百万円)

株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
△1,400	361,958	3,766	29	3,796	365,754
	—				—
	—				—
	△7,350				△7,350
	25,705				25,705
△11	△11				△11
		145	△13	132	132
△11	18,344	145	△13	132	18,476
△1,411	380,302	3,912	16	3,928	384,231

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）を採用しております。
その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
子会社株式 …… 移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- 2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
- 3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商 品：売価還元法による原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産
建 物：定率法（簿価の8.7%）及び定額法（簿価の91.3%）
構 築 物：定率法（簿価の42.1%）及び定額法（簿価の57.9%）
そ の 他：定率法
主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建 物 5～50年
構築物 5～30年
機械及び装置 7～12年
- 2) 長期前払費用
定額法

3. 引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金
従業員（定時社員を含む）に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 3) 執行役員賞与引当金
執行役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 4) ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。
- 5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付見込額の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- 6) 定時社員退職功労引当金
定時社員（パートタイマー）の退職功労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 7) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 8) 執行役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1) 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。
- 2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計上の見積りの変更

資産除去債務の見積額の変更

当事業年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い増加額3,519百万円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益及び経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ185百万円減少しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、わが国の今後の経済状況は、政府の2回目の緊急事態宣言が2度の延長を経て解除され、ワクチン接種スケジュールの見通しも公表されたものの、感染症の収束時期ははまだ見通せず、今後も感染拡大が継続する中で、一定の経済活動抑制が余儀なくされると考えられます。

当社においては、2回目の緊急事態宣言後も業績は順調に推移しており、今後につきましても業績に与える影響は軽微という仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っております。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	95,405百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	91百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	4,826百万円
4. 担保に供されている資産	84百万円
担保に係る債務	流動負債のその他（商品券） 159百万円
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	69百万円
営業取引以外の取引高	59百万円
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	
普通株式	163,942株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因の内訳	
減損損失	1,548百万円
関係会社株式評価損	1,117百万円
関係会社出資金評価損	905百万円
貸倒引当金	631百万円
未払事業税	627百万円
賞与引当金	1,427百万円
ポイント引当金	100百万円
退職給付引当金	372百万円
定時社員退職功労引当金	323百万円
役員退職慰労引当金	34百万円
執行役員退職慰労引当金	41百万円
資産除去債務	1,759百万円
その他	1,161百万円
繰延税金資産小計	10,053百万円
評価性引当額	△3,130百万円
繰延税金資産合計	6,922百万円
2. 繰延税金負債の主な発生原因の内訳	
その他有価証券評価差額金	△1,692百万円
差入保証金時価評価	△267百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△1,382百万円
圧縮記帳積立金	△71百万円
その他	△22百万円
繰延税金負債合計	△3,436百万円
繰延税金資産の純額	3,486百万円

リース取引により使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引（借主側）	
該当事項はありません。	
2. オペレーティング・リース取引（借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	5,779百万円
1年超	16,373百万円
合計	22,153百万円

関連当事者との取引に関する注記

当事業年度における関連当事者との取引については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	10,455円45銭
2. 1株当たり当期純利益金額	699円46銭

重要な後発事象に関する注記

- 執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入
当社は、令和3年3月1日開催の取締役会において、当社執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。
 - 本制度の導入目的
執行役員が当社株式を所有することにより、執行役員の報酬と株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様と一層の価値共有を進めることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。尚、本制度の対象となるのは執行役員であり、取締役は対象としておりません。但し、当社の取締役は執行役員兼務を基本としており、社外取締役と取締役相談役を除くすべての取締役が執行役員を兼務しています。
 - 本制度の概要
導入時期等の本制度の具体的な内容については、今後開催される取締役会において決定する予定です。

■連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年4月1日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一行 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社しまむらの令和2年2月21日から令和3年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社しまむら及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和3年4月1日

株式会社 しまむら
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一行 男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社しまむらの令和2年2月21日から令和3年2月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年2月21日から令和3年2月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員及び従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

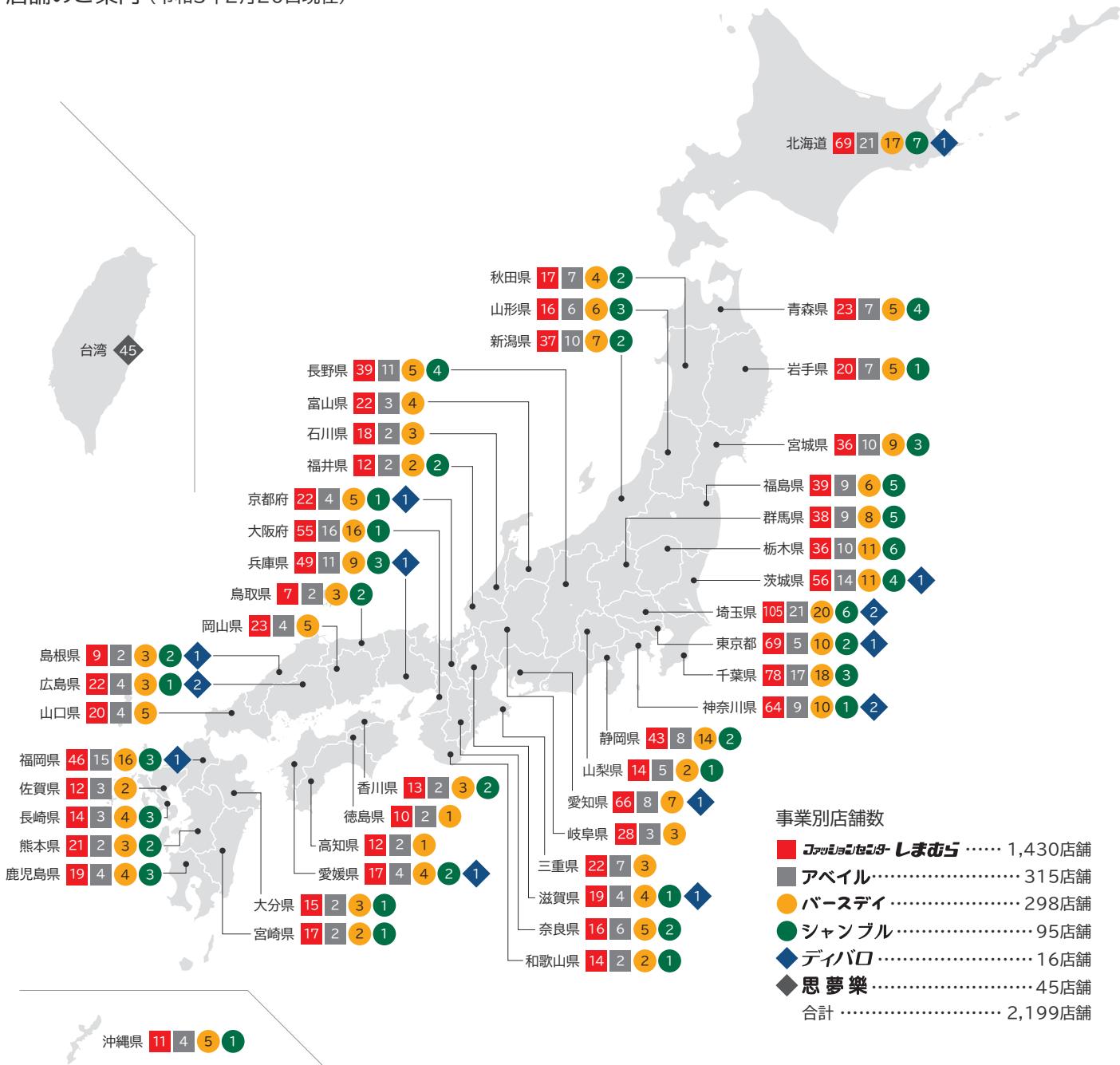
令和3年4月2日

株式会社 し ま む ら 監査役会

常勤監査役 吉 岡 秀 行 ㊞
監 査 役 島 村 裕 之 ㊞
社外監査役 堀之北 重 久 ㊞
社外監査役 大 参 哲 也 ㊞

以 上

店舗のご案内 (令和3年2月20日現在)



株主メモ

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで	株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
定時株主総会	毎年5月	郵便物送付先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (〒168-0063) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元株式数	100株	公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞（東京）に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.shimamura.gr.jp/
基準日	定時株主総会 2月20日 期末配当 2月20日 中間配当 8月20日		

- **住所変更、単元未満株式の買取のお申出について**
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- **未払配当金の支払いについて**
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- **「配当金計算書」について**
配当金のお支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。

ホームページのご案内

- ◆ **店舗情報・今週のチラシ情報・オンラインストアについて**
各事業の店舗情報・今週のチラシ情報・オンラインストアについてご紹介しています。

- ◆ **IR情報について**
株主の皆様へ財務・株式データや売上速報など最新の情報をご提供しています。
※令和3年3月23日にコーポレートサイトを全面リニューアルしました。
必要な情報を見つけやすく、当社の考え方や方針をより理解していただくために、サイト全体のデザインや構成を見直し、情報発信を強化するためにコンテンツも充実させています。

詳しい情報は、ぜひホームページをご覧ください

しまむら



スマートフォン用QRコード



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://www.shimamura.gr.jp/>



Shimamura

FASHION CENTER

UD
FONT

